

第136号 2019.5  
高知県立幡多けんみん病院発行  
〒788-0785  
宿毛市山奈町芳奈3番地1  
TEL (0880)66-2222(代)

病院ニュース

# News Letter

## 新院長挨拶



平成31年4月1日より高知県立幡多けんみん病院長に就任いたしました矢部敏和です。私は四万十市の出身ですので、故郷の幡多地域で医療に携われることを大変うれしく思います。これもひとえに、これまで出会った多くの患者さん、医療関係者のおかげであり、心より感謝しております。

高知県立幡多けんみん病院は、平成11年4月24日に診療を開始し、今年度から21年目になります。旧西南病院と旧宿毛病院の両県立病院が統合し、「幡多地域で

完結できる、良質な医療の提供を目指す」を病院の基本理念として掲げ、職員全員で一丸となり取り組んで参りました。名実ともに「けんみん」の病院として親しまれ、安心して暮らすことのできる幡多地域のシンボルとなるように、今後とも日々努力して参りたいと思います。

また、良質な医療の提供には、医療安全の精神が不可欠であり、病院全体に「安全文化」の風土が根づく必要があります。職員全員が、ある時は立ち止り、振り返りながら、過去の教訓を忘れることなく、そして前を向いて「患者さんのため」「地域の方のため」に、安全な医療に取り組む所存です。

病院開設以来、地域に求められる医療の提供こそが自治体病院の使命であると考え、循環器疾患や脳血管疾患、外傷等の救命・救急医療、地域がん診療連携拠点病院としてのがん医療、産科・小児科医療などを推し進めて参りました。今後これらの医療は当院の果たす重要な役割であります。一方で、超高齢社会において

は、当院に求められる医療も変化しているように感じます。以前の病院は、病気になるで一時的に来る場所で、普段は縁のないところであったように思いますが、現在の病院は、定期的に通院する身近な場所です。日常生活にかけがえのないところでは、こころの支え続けることこそが、「地域で完結できる良質な医療」であると再認識し、かかりつけ医療機関や保健・福祉・介護施設などとの連携のもと、引き続き努力して参ります。そのためには、地域住民の方々のご理解・ご協力が必要不可欠でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。



a p r o f e s s i o n  
 (専門職)

『a p r o f e s s i o n』では当院で働く『専門職』スタッフを取り上げ、その人の担当業務や仕事に対する思いを紹介しています。

今回は、新しく赴任して来られた先生を紹介しします。

Q1あなたの担当業務を教えてください。

Q2現在の職業(職種)を選じた理由を教えてください。

Q3業務を通じて、今までで最も心に残っている出来事があれば教えてください。

Q4あなたの好きな言葉、あなたの信念において指標としている言葉を教えてください。

Q5広報誌の読者へのメッセージをぜひ！

医局

循環器内科

大澤 直人



Q1循環器内科外来、病棟、心臓カテーテル検査、治療、ペースメーカー治療

Q2当院で研修医をした際の上级医に憧れて。

Q3担当患者さんがお亡くなりになった際に、ご家族の方から「先生に診てもらって本当に良かった。有難うございます。」と言われたこと。

Q4一期一会・一日一笑

Q5当院で研修医としてお世話になって以来、4年ぶりに帰ってまいりました。ダイビング、キャンプなどアウトドアが好きなので、人がやさしく自然たっぷりな、大好きな幡多に帰ってくる事が出来て嬉しいですね。これからもよろしくお願ひします。

医局

外科

石田 信子



Q1外科の医師です。

Q2小さいころから何かと病院でお世話になっていたので、医師を目指しました。外科を選んだのは、手術を見るのも実際に手を動かすのも好きだからです。

Q3偶然高校の先生のご家族の担当医になったとき、先生に「立派になったな」と言ってもらえたこと。

Q4千里の道も一歩から

Q5精一杯頑張って参りますので、どうぞよろしくお願ひします。

医局

泌尿器科

芝 佑平



Q1 外来診療、病棟担当

Q2 憧れとやりがい

Q3 ありがとう、助かりましたの一言

Q4 安全な医療、QOL

Q5 精一杯努力していきます。不慣れな面もありますが、よろしくお願ひします。

医局

整形外科

田所 伸朗



Q1 整形外科 医長

Q2 QOL向上、健康寿命の延長に関わるから。

Q3 歩けなくなって手術を受けた患者さんが歩けるようになって退院したこと。

Q4 Failure seldom stop you . What stops you is the fear of failure .

Q5 腰痛や膝痛などの運動器疾患でお困りの場合は、整形外科に相談して下さい。

栄養科



料理名「胡麻豆腐」

材料

【二人分】

白ごまペースト 50g

水 300g

くず粉 30g

濃口醤油 大さじ1/2

顆粒かつおだし 少々

片栗粉 大さじ1

水 大さじ1

ねぎ 4g

人参 10g

レモン薄切り 2切れ

キュウリ 4g

おろしわさび 少々

桜の花塩漬け 2本

【作り方】

①くず粉と水を混ぜ合わせる。

②白ごまペーストと一緒に①を鍋に入れ、15分ほど弱火にかけながら木べらなどで練る。

③粘りが出たら火からおろす。型に流しいれ、粗熱が取れたら冷蔵庫で冷やす。

④醤油、かつおだし、片栗粉と水を混ぜ合わせ火にかけ、餡を作る。

⑤盛り付け用に葱は小口切り、人参は細切りでさっとゆがく。レモンは薄切り、キュウリは細切りにする。

⑥③が固まったら、型から取り出し、食べやすい大きさにカットし、④をかけ⑤を盛り付ける。わさびと桜の花塩漬けを添える。

暖かな日差しも感じられるようになり、花が芽吹き、春の気配が漂う季節となりました。春は心地よい気温と風につつまれますが、朝晩と日中の温度差や環境の変化に体調をくずすことも多くあります。過ごしやすい季節になる分、生活リズムや食事内容を見直して体や心を休める時間も大切にしましょう。



がんの小冊子「幡多版」(第2版)が完成しました



私たちが暮らすこの幡多地域で、あなたががんになった時、もしくはあなたの方ががんになった時、途方に暮れることがあるかもしれません。そのような時に、この小冊子が少しでも助けになることを祈って作成しました。

昨年4月にがんの小冊子(第1版)を発行した後、すぐに改訂に取り組み、各市町村の情報や最新の統計を加えたがんの小冊子「幡多版」(第2版)を、今年3月に発行することができました。

この小冊子はB5判46ページオールカラーで、300部作成しました。幡多けんみん病院のみならず、各市町村窓口などにも配置しますので、是非とも手に取っ

て読んでもらえればうれしく思います。

外科 上岡 教人

今後の催し

がんサロン「ふたば」



がん患者さんやそのご家族が集まって、悩みや体験などを語り合う場所です。

日頃思っていることや不安、悩みをお話してみませんか。

幡多地域に居住されている方に限らず、また治療を受けている医療機関を問わず、どなたでも自由に参加できます。

日時：①令和元年5月16日(木)

②令和元年6月20日(木)

15時～17時

場所：幡多けんみん病院

3階 大会議室

問い合わせ先：

幡多けんみん病院

(がん相談支援センター)

電話：

(0880)66・2222(代表)

※参加無料、事前申込不要

## 病院の理念

1. 幡多けんみん病院は幡多地域における医療の中核となる病院として、地域の他の医療機関や保健・福祉・介護施設などとの連携のもとに、地域で完結できる、良質な医療の提供を目指します。
2. 地方公営企業として、地域医療をととして地域の福祉の増進を目指しながら、企業としての経済性を発揮する運営をおこないます。

医療機関を受診される際は、**お薬の内容が分かるもの**（薬剤情報提供書・お薬手帳など）を持って行くようにしましょう！

## 私たちの目指す医療（基本方針）

1. 正確で間違いのない医療
2. 十分に説明をする医療
3. 透明性を大切にする医療
4. 患者さんの希望を大切にする医療

## 第50回 幡多ふれあい医療公開講座

日時：

令和元年6月9日（日）

13時開場 13時半開演

（16時終了予定）

場所：

大月町農村環境改善センター

内容：

① 【夕バコの間】

高知大学医学部附属病院

総合診療部 助教

北村 聡子

②

【簡単に楽しく健康な食事を】

幡多けんみん病院

栄養科 管理栄養士

井上 那奈



この講座は

『高知家健康パスポート事業』

対象講座です。

どなたでも参加できます。

後援：

四万十市・宿毛市・土佐清水

市・黒潮町・大月町・三原村・

幡多福祉保健所・幡多医師会

※参加無料、事前申込不要



【問い合わせ先】

幡多けんみん病院

（経営事業課）

（0880）66・2222

\*または各市町村担当部署

統計	3月
外来患者数	9845人
新外来患者数	1445人
新入院患者数	461人
退院患者数	475人
平均在院日数	13.5日
救急車・時間外患者数	876人
手術件数	125件

## 幡多けんみん病院における患者さんの権利

1. 良質な医療を平等に受ける権利
2. 医療を受けるにあたり、十分な説明を受ける権利
3. プライバシーが保護される権利
4. 自分の希望を伝え、自らの意思で選択し、決定する権利
5. 人間としての尊厳が守られる権利
6. 他の医療機関の医師の意見「セカンドオピニオン」を求める権利

